

●私立幼稚園補助金について

私立幼稚園に通っている1号認定こどもの保護者に対し、東京都及び各市による補助金があります。幼稚園を通じて申請し、交付されます。

以下は令和6年度立川市の例です。詳細はお住まいの各市にお問い合わせください。

① 東京都分(月額)

世帯の市民税所得割額		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯	6,200円	6,200円	6,200円
2	非課税世帯 市民税所得割額が0円の世帯 第3階層のうちひとり親世帯	3,200円	6,200円	6,200円
3	市民税所得割額77,100円以下	1,800円	1,800円	6,200円
4	市民税所得割額211,200円以下	1,800円	1,800円	5,600円
5	市民税所得割額256,300円以下	1,800円	1,800円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

② 立川市分 月額 5,300円(所得に関わらず一律で支給)

① と②の合計額が支給されます。

※立川市在住の2号児は都補助金0円+立川市補助金5,300円+給食費補助金3,700円を保護者負担額より相殺。

●幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育事業の施設等利用費請求について

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園に支払った預かり保育利用料を一定の範囲で補助するものです(月額11,300円(日額450円))。

ただし、保育の必要性の認定(新2号)が必要です。認定申請をご希望の方は、園にも申請書類をお預かりしておりますので、願書受付の際、お申し出ください。認定申請についての詳細は、お住まいの各市にお問い合わせください。